

伊方発電所3号機 燃料体(17行17列ウラン燃料集合体(A型、B型)) 設計及び工事計画変更認可申請に係る審査でのコメント等管理表

2022年10月19日

No.	ヒア 月日	資料	ご確認事項	回答 月日	四国電力の回答	説明資料
1	9月16日	資料1 p.3	「既工事計画認可及び既燃料体設計認可を受けている、現在使用中の燃料体と同一設計」との記載があるが、特認は該当しないのか。	10月19日	過去の特認の内容も含めて現在使用中の燃料体と同一設計であるため、その旨記載を修正しました。	資料2 p.3
2	9月16日	資料1 p.19	B型燃料体のポンプオーバースピード時(高温)の上部ノズル押えばね力が「-」である理由を説明すること。	10月19日	「上部ノズル押えばね力」には、評価条件下にて燃料集合体が所定の位置にある(浮き上がらない)状態において、上部炉心板により上部ノズル押えばねが圧縮されることにより発揮するばね力を記載しています。本ケースでは、燃料集合体が浮き上がり、上部ノズル押えばねが更に圧縮されるため、「上部ノズル押えばね力」と「上部ノズル押えばねに要求される力」が釣り合った状態となります。そのような状態の「上部ノズル押えばね力」は、所定の位置にて上部炉心板による圧縮により発揮するばね力とは意味する所が異なるため、「-」としています。	
3	9月16日	補足説明資料1	補足説明資料1の条文整理について、「工事の内容に関係あるもの」が「×」で「審査対象条文」が「○」となる条文が有るのをおかしいのでは。一次系配管の条文整理と異なるので整理し直すこと。	10月19日	条文整理の○×判定の考え方について説明を追加しました。	資料3 補足説明資料1 資料4 補足説明資料1
4	9月16日	補足説明資料1	第十条について、過去には「○××」となっている設工認もあるので確認すること。	10月19日	これまでの設工認において一部「○××」となっているものもあったため、考え方を整理し直しました。その結果、第十条は「急傾斜地崩壊危険区域内に施設する設備」を対象としている条文であり、伊方発電所には急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は無いことから、適用条文とはならないと整理しております。	
5	9月16日	補足説明資料8	補足説明資料8にて、別記10と比較して基本設計方針にて追加された記載については、なぜ追加したのかの説明を追加すること。	10月19日	別記10と比較して追加になった項目(被覆材主成分、ばね定数、ヘリウム圧)について、追加した理由の説明を明確化しました。	資料3 補足説明資料8 資料4 補足説明資料8
			以下余白			